

## 平成30年9月定例会 付議事件一覧

平成30年9月4日現在

### ●市長提出議案案件

先議案件 1件 (単行=1件)

議案案件 34件 (条例=8件、補正予算=8件、決算認定=14件、単行=4件)

質問案件 4件 (人権擁護委員候補者4名)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

### ◎ 先議を依頼する議案 (1件)

#### ○ 単行議案 1件

頁

1	議案第115号 議決事項の変更について  平成29年6月28日に議決された議案第58号「工事委託契約の締結について」に関して、契約の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの	79
---	---	----

### ◎ 通常審議分

#### ○ 条例議案 8件

頁

1	議案第83号 都城市議會議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  公職選挙法の改正に伴い、市議會議員選挙の選挙運動用ビラの作成に係る経費を公費負担とすることを規定するため、所要の改正を行うもの	1
2	議案第84号 都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について  都城市印鑑登録及び証明に関する条例による処分について、都城市行政手続条例第2章及び第3章の規定の適用対象外とすることを規定するため、所要の改正を行うもの	5
3	議案第85号 都城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  都城市認可地縁団体印鑑条例による処分について、都城市行政手続条例第2章及び第3章の規定の適用対象外とすることを規定するため、所要の改正を行うもの	9
4	議案第86号 都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  介護保険法施行規則の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護を行う指定地域密着型サービス事業の申請者の要件について、病床を有する診療所を開設している者も認めることとすることを規定するため、所要の改正を行うもの	13
5	議案第87号 都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について  保育所又はこれらに準ずるものについて、施設使用料の減免の対象とすること等を規定するため、所要の改正を行うもの	17
6	議案第88号 都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  共生型地域密着型サービスに関する基準についての規定を設けるため、所要の改正を行うもの	23
7	議案第89号 都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格要件を拡大するため、所要の改正を行うもの	31
8	議案第90号 都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  建築基準法の改正に伴い、1年を超えて使用する仮設建築物の許可の申請に対する審査手数料を新設する等のため、所要の改正を行うもの	35

## ○ 補正予算議案 8件

頁

9	議案第91号	平成30年度都城市一般会計補正予算（第2号）	※
10	議案第92号	平成30年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※
11	議案第93号	平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※
12	議案第94号	平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	※
13	議案第95号	平成30年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	※
14	議案第96号	平成30年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	※
15	議案第97号	平成30年度都城市水道事業会計補正予算（第1号）	※
16	議案第98号	平成30年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	※

## ○ 決算承認議案 14件

頁

17	議案第99号	平成29年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	43
18	議案第100号	平成29年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	45
19	議案第101号	平成29年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	47
20	議案第102号	平成29年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	49
21	議案第103号	平成29年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	51
22	議案第104号	平成29年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	53
23	議案第105号	平成29年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	55
24	議案第106号	平成29年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	57
25	議案第107号	平成29年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	59
26	議案第108号	平成29年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	61
27	議案第109号	平成29年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	63
28	議案第110号	平成29年度都城市水道事業会計決算の認定について	65
29	議案第111号	平成29年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	67
30	議案第112号	平成29年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	69

## ○ 単行議案 4件

頁

	議案第113号	工事請負契約の締結について	71
31	沖水地区公民館建設（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、はやま・永倉・長友 特定建設工事共同企業体が、3億8千178万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
	議案第114号	工事請負契約の締結について	75
32	第26号 祝吉小校舎新增改築（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、大淀・都北・持永・田中 特定建設工事共同企業体が、8億6千130万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
	議案第116号	平成29年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	85
33	平成29年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金6億2千712万3千865円のうち2億4千665万6千193円を減債積立金に積み立て、3億8千46万7千672円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		
	議案第117号	平成29年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	87
34	平成29年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金5千803万8千805円のうち3千694万1千円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		

## ○ 質問案件 4件

頁

35 - 38	質問第5号一 質問第8号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※
---------------	-----------------	--------------------------------	---

平成30年第4回都城市議会定例会（9月）

（議案第83号～第117号、質問第5号～第8号）



平成30年第4回都城市議会定例会付議事件名表（9月）

種類	番号	件名	頁
議案	83	都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案	84	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	85	都城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	86	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	87	都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案	88	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案	89	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案	90	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	91	平成30年度都城市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案	92	平成30年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	93	平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	94	平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	95	平成30年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	96	平成30年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	97	平成30年度都城市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案	98	平成30年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案	99	平成29年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	43
議案	100	平成29年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	45
議案	101	平成29年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	47

種類	番号	件名	頁
議案	102	平成29年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	49
議案	103	平成29年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	51
議案	104	平成29年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	53
議案	105	平成29年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	55
議案	106	平成29年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	57
議案	107	平成29年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	59
議案	108	平成29年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	61
議案	109	平成29年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	63
議案	110	平成29年度都城市水道事業会計決算の認定について	65
議案	111	平成29年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	67
議案	112	平成29年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	69
議案	113	工事請負契約の締結について	71
議案	114	工事請負契約の締結について	75
議案	115	議決事項の変更について	79
議案	116	平成29年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	85
議案	117	平成29年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	87
諮問	5	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	89
諮問	6	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	93
諮問	7	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	97
諮問	8	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	101

議案第 83 号

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宣永



都城市議会議員及び都城市長の選舉における選挙運動の公営に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	(趣旨) 改正後	この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、 <u>第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、都城市議員及び都城市長の選挙(以下「議員等の選挙」という。)における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成及び法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公営に關し、必要な事項を定めるものとする。</u>
	(選挙運動用ビラの作成の公営)	<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>この条例は、候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>この場合においては、候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができます。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p>



議案第84号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田宣永



都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第31号）の規定を同表の欄に掲げる規

改正前	(印鑑登録の抹消)	改正後
第13条 (略)	2 市長は、前項第2号又は <u>第6号</u> により職権で印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であると認めるとときは、その通知に代えてその旨を都城市公告式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができる。	第13条 (略) 2 市長は、前項第2号又は <u>第7号</u> により職権で印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であると認めるとときは、その通知に代えてその旨を都城市公告式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができる。  (都城市行政手続条例の適用除外)
		第21条 この条例の規定による处分については、都城市行政手続条例（平成18年条例第18号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。
		第22条 (略)



議案第 85 号

都城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

都城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



都城市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例  
都城市認可地縁団体印鑑条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよ

改正前	改正後
	<p>(都城市行政手続条例の適用除外)</p> <p><u>第15条 この条例の規定による処分については、都城市行政手続条例（平成18年条例第18号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>



議案第 86 号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(申請者の要件) 第22条 次に掲げる規定により市が条例で定めることとされる る申請者は、法人とする。  (1)～(4) (略)	(申請者の要件) 第22条 次に掲げる規定により市が条例で定めることとされる る申請者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（看 護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限 る。）とする。  (1)～(4) (略)
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	



議案第 87 号

都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



都城市高崎福祉保健センター条例の一部を改正する条例  
都城市高崎福祉保健センター条例（平成21年条例第57号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用時間)	(利用時間)
第3条 センターの利用時間は、次の表に掲げるとおりとする。 ただし、市長が必要があると認めると認めたときは、これを変更することができる。	第3条 センターの利用時間は、次の表に掲げるとおりとする。 ただし、市長が必要があると認めると認めたときは、これを変更することができる。
(略)	(略)
集団検診別表第2に定める公用又は公共的利用の場合	集団検診市が公用で利用する場合
(略)	(略)
(略)	(略)
(使用料)	(使用料)
第6条 センターの使用料は、別表第1の料率を適用して得た額 とする。	第6条 センターの使用料は、別表の料率を適用して得た額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。
2 (略)	2 (略)
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第7条 市長は、別表第2に掲げる事項に該当するときは、使用 料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き、 冷暖房設備使用料、器具備品等使用料及び多目的ホール照明設 備使用料は、徴収する。	第7条 市長は、市が公用で利用する場合は、使用料を徴収しな い。
2 社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校(学校教育法(昭 和22年法律第26号)に基づく学校をいう。以下同じ。)及び保 育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所をい う。)	2 社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校(学校教育法(昭 和22年法律第26号)に基づく学校をいう。以下同じ。)及び保 育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所をい う。)

う。以下同じ。) 又はこれらに準ずるもののが、教育、福祉、保健又は芸術文化の振興に利用する場合は、前条に規定する使用料を徴収しない。ただし、冷暖房設備使用料、器具備品等の使用料及び多目的ホール照明設備使用料は、徴収する。

3 社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校及び保育所又はこれらに準ずるものが器具備品等を利用する場合は、前条に規定する器具備品等の使用料(別表器具備品等第2種に係るもの)を除く。) を5割に減額することができる。

4 市長は、前3項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表(第6条関係)

区分	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
研修室1	(略)		(略)	基礎額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。 この場合において、単位当たり

2 市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1(第6条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
研修室1	(略)		基礎額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。 この場合において、単位当たり

の使用料の額に  
10円未満の端数  
が生じたときは、これを切り捨てる。

(略)

器具備品等	多目的ホール舞台設備	(略)	備考
	ピアノ	第2種	(略)
	拡声装置	装	
	映像機器	置	
	調理用ガス台	機	
		調理用	
		ガス台	

の使用料の額に  
10円未満の端数  
が生じたときは、これを切り  
捨てる。

(略)

器具備品等	多目的ホール舞台設備	(略)	備考
	ピアノ	第2種	(略)
	拡声装置	装	
	映像機器	置	
	調理用ガス台	機	
		調理用	
		ガス台	

別表第2(第7条関係)

区分	利用の形態
公用又は 公共的利 用	(1) 市が市の行事で利用する場合 (2) 市の機関が当該機関の行事で利用する場合 (3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用 する場合
公益を目 的とする	(4) 市が共催する行事で利用する場合
	(1) 市の成人保健及び母子保健事業を推進する各種 団体が主催する行事で利用する場合

利用	(2) <u>市の食生活改善推進事業を推進する団体が主催する行事で利用する場合</u> (3) <u>福祉に係る市内の社会福祉協議会等の団体が主催する行事で利用する場合</u> (4) <u>自治公民館が主催する行事で利用する場合</u> (5) <u>市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利用する場合</u> (6) <u>市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で利用する場合</u> (7) <u>市内の学校単位以上によるPTAが主催する行事で利用する場合</u> (8) <u>市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合</u> (9) <u>市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合</u>
----	---

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宣永



都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように  
改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第1節～第4節 (略)	第1節～第4節 (略)
	<u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (第59条の20の2・第59条の20の3)</u>
第5節 (略)	第6節 (略)
第4章～第10章 (略)	第4章～第10章 (略)
附則	附則
	(趣旨)
	第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
	(定義)
	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1)～(5) (略)
	(6) <u>共生型地域密着型サービス 法第78条の2第1項本文の指定を受けた者による申請に係る法第42条の2第1項の2第1項の</u> <u>指定地域密着型サービスをいう。</u>

<p>(6) (略) (定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかるらず、午後6時から翌日の午前8時までの間ににおいて、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>6～12 (略) (準用)</p>	<p>(7) (略) (定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかるらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>6～12 (略) (準用)</p>	<p>第59条の20 (略)</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> (共生型地域密着型通所介護の基準)</p> <p><u>第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス</u>（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等の基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）<u>指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等の基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u></p>
---	--	--

基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」といふ。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいふ。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいふ。第1号において同じ。）を提供する事業所を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいふ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関する満たすべき基準は、次に掲げるところとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」といいう。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指

<p>定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練練（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とする数以上であること。</p>	<p>（2）共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>（準用） 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは、「第59条の12に規定する重要事項に関する規程（第34条において同じ。）」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービ</p>

スを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

## 第5節 (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地城密着型特定施設に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地城密着型特定施設又は指定介護老人福祉施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	(略)
7～13	(略)	(略)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地城密着型特定施設に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地城密着型特定施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	(略)
7～13	(略)	(略)

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田宣永



都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>	(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u>
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)
4・5 (略)	(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u>
4・5 (略)	4・5 (略)
附 則	
この条例は、公布の日から施行する。	



議案第90号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田宜永



都城市手数料条例の一部を改正する条例  
都城市条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
1 (略)					1 (略)				
2 建築物の建築基準法第43条第1項ただし 敷地と道路との関係の書の規定に基づく建築の許可の 申請許可申請手数料	(略)				2 建築物の建築基準法第43条第2項第1号 敷地と道路との関係の規定に基づく建築認定申請手数料			27,000円	
3 建築物の建築基準法第43条第2項第2号 敷地と道路との関係の規定に基づく建築許可申請手数料	(略)				3 建築物の建築基準法第43条第2項第2号 敷地と道路との関係の規定に基づく建築許可の申請手数料	(略)		(略)	
4 (略)					4 (略)				
5 (略)					5 (略)				
6 (略)					6 (略)				
7 (略)					7 (略)				
8 (略)					8 (略)				
9 (略)					9 (略)				
10 (略)					10 (略)				
11 (略)					11 (略)				
12 (略)					12 (略)				
13 (略)					13 (略)				
14 (略)					14 (略)				

14	(略)	15	(略)
15	(略)	16	(略)
16	(略)	17	(略)
17	(略)	18	(略)
18	(略)	19	(略)
19	(略)	20	(略)
20	(略)	21	(略)
21	(略)	22	(略)
22	(略)	23	(略)
23	(略)	24	(略)
24	(略)	25	(略)
25	(略)	26	(略)
26	(略)	27	(略)
27	仮設建築物許可申請手数料	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築の許可の申請に対する審査 建築基準法第85条第5項の規定に係るもの)
28	仮設建築物許可申請手数料	建築の許可の申請に対する審査 建築基準法第85条第6項の規定に係るもの)	建築の許可の申請に対する審査 建築基準法第85条第6項の規定に係るもの)
29	仮設建築物許可申請手数料	建築の許可の申請に対する審査 建築基準法第85条第6項の規定に係るもの)	建築の許可の申請に対する審査 建築基準法第85条第6項の規定に係るもの)
30	(略)		

29	(略)
30	(略)
31	(略)
32	(略)
33	(略)
34	(略)
35	(略)
36	(略)
37	(略)
38	(略)
39	(略)
40	(略)
41	(略)
42	(略)
43	(略)
44	(略)
45	(略)
46	(略)
47	(略)
48	(略)
49	(略)
50	(略)
31	(略)
32	(略)
33	(略)
34	(略)
35	(略)
36	(略)
37	(略)
38	(略)
39	(略)
40	(略)
41	(略)
42	(略)
43	(略)
44	(略)
45	(略)
46	(略)
47	(略)
48	(略)
49	(略)
50	(略)
51	(略)
52	(略)

#### 附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の施行の日 のいずれか遅い日から施行する。



議案第90号関係資料

都使審第1号  
平成30年7月12日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会  
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成30年7月12日付け都財第413号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料及び仮設建築物許可申請手数料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男  
委員 永野 修一郎  
蓑原 行満  
横山 幸子  
福留 浪子  
長友 佳奈美

[別表]

都城市手数料条例 別表第1（第2条関係）（抜粋）

種類	区分	単位	金額	備考
2 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件	27,000円	
29 仮設建築物許可申請手数料（建築基準法第85条第6項の規定に係るもの）	仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件	160,000円	

議案第99号

平成29年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、  
地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田宜永



議案第 100 号

平成 29 年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 101 号

平成 29 年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 102 号

平成 29 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第103号

平成29年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田宣永



議案第 104 号

平成 29 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田宜永



議案第 105 号

平成 29 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 106 号

平成 29 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 107 号

平成 29 年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第108号

平成29年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 109 号

平成 29 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田宜永



議案第 110 号

平成 29 年度都城市水道事業会計決算の認定について

平成 29 年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田宜永



議案第 111 号

平成 29 年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

平成 29 年度都城市公共下水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、  
地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 112 号

平成 29 年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

平成 29 年度都城市農業集落排水事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 113 号

工事請負契約の締結について

沖水地区公民館建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 沖水地区公民館建設（建築主体）工事   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 381,780,000 円   |
| 4 契約の相手方 | はやま・永倉・長友 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市上川東二丁目 31 番地 19<br>はやま建設 株式会社 |



## 議案第113号関係資料

### 沖水地区公民館建設（建築主体）工事

#### 1 工事概要 沖水地区公民館建設に伴う建築主体工事

##### (1) 沖水地区公民館

構 造 鉄筋コンクリート造 平屋建

建築面積 1,213.72 m<sup>2</sup>

延床面積 1,121.99 m<sup>2</sup>

##### (2) 駐輪場

構 造 アルミ製

建築・延床面積 6.03 m<sup>2</sup>

#### 2 予定価格 387,840,960円（消費税及び地方消費税込み）

359,112,000円（消費税及び地方消費税抜き）

#### 3 落札価格 381,780,000円（消費税及び地方消費税込み）

353,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

#### 4 落札率 98.43%

#### 5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
はやま・永倉・長友 特定建設工事共同企業体 (60:20:20)	353,500,000	落札
丸昭・真栄・博栄 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	355,500,000	
丸宮・内桼保・匠 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	356,200,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第 114 号

工事請負契約の締結について

第 26 号祝吉小校舎新增改築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永

1 契約の目的 第 26 号祝吉小校舎新增改築（建築主体）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 861,300,000 円

4 契約の相手方 大淀・都北・持永・田中 特定建設工事共同企業体  
代表者 都城市上長飯町 5427 番地 1  
大淀開発 株式会社



議案第114号関係資料

第26号祝吉小校舎新增改築（建築主体）工事

1 工事概要 祝吉小学校の校舎新增改築に伴う建築主体工事

(1) 特別・普通教室棟

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

建築面積 1,939.72 m<sup>2</sup>

延床面積 3,566.28 m<sup>2</sup>

(2) 渡り廊下A 鉄筋コンクリート造 2階建て、建築面積 41.10 m<sup>2</sup>

(3) 渡り廊下B 鉄筋コンクリート造 2階建て、建築面積 59.57 m<sup>2</sup>

(4) 渡り廊下C 鉄骨造 平屋建て、建築面積 15.37 m<sup>2</sup>

(5) 渡り廊下D 鉄骨造、平屋建て、建築面積 18.70 m<sup>2</sup>

(6) その他 非構造部材改修工事、外構工事

2 予定価格 870,941,160円（消費税及び地方消費税込み）

806,427,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 861,300,000円（消費税及び地方消費税込み）

797,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.89%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・持永・田中 特定建設工事 共同企業体 (40:25:20:15)	797,500,000	落札
藤誠・浜広・弓削・吉國 特定建設工事 共同企業体 (40:25:20:15)	799,400,000	
吉原・清永・下森・横山 特定建設工事 共同企業体 (40:25:20:15)	802,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第115号

議決事項の変更について

平成29年6月28日に議決された議案第58号「工事委託契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

平成30年9月4日提出

都城市長 池田宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 201, 483, 720円



**議案第 115 号関係資料**

**議案第 58 号**

**工事委託契約の締結について**

甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業 歌舞伎橋下部工工事の施行に伴い、次のとおり委託契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

都城市長 池田 宜永

- 1 契約の目的 歌舞伎橋下部工（A1、A2）受託工事
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約の金額 254, 278, 440 円
- 4 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号  
国土交通省九州地方整備局  
契約担当官 九州地方整備局長 小平田 浩司

## 歌舞伎橋下部工（A 1、A 2）受託工事

1 工事概要	下部工	橋台 2 基 (逆 T 式橋台)
	基礎工	場所打杭 ( $\phi 1.2\text{ m}$ )
	左岸	$L = 1.7\text{ m}$ 6 本
	右岸	$L = 1.9\text{ m}$ 8 本
	ブロック積工	左岸 $A = 2.80\text{ m}^2$
		右岸 $A = 3.96\text{ m}^2$
	補強土壁	右岸 $H = 5.1\text{ m} \sim 8.4\text{ m}$
		$L = 2.8, 8\text{ m}$
	重力式擁壁	右岸 $H = 1.0\text{ m} \sim 3.0\text{ m}$
		$L = 2.1, 3\text{ m}$

甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業による歌舞伎橋の下部工工事については、橋台工事が堤防開削を伴うことから、『国土交通省受託事務処理規則』及び『河川附帯工事及び受託工事参考例規程集』の規定により、河川管理者である国土交通省と橋台工事の委託契約を締結する必要があり、平成29年6月28日の議決を経て、国土交通省と委託契約を締結している。

委託契約について、次の変更理由により契約金額の変更を行うため、議会の議決を求めるもの。

#### 変更理由

- (1) 国土交通省執行の入札の結果、工事費が減ったため、減額するもの。
- (2) 工事で生じる残土の運搬距離の短縮に伴い、想定した工事費が減ったため、減額するもの。



議案第 116 号

平成 29 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 29 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金 627,123,865 円のうち 246,656,193 円を減債積立金に積み立て、380,467,672 円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永



議案第 117 号

平成 29 年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 29 年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 58,038,805 円のうち 36,941,000 円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 4 日提出

都城市長 池田 宜永